

議案第33号

三朝町簡易水道等給水条例及び三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

次のとおり三朝町簡易水道等給水条例及び三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町簡易水道等給水条例及び三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

（三朝町簡易水道等給水条例の一部改正）

第1条 三朝町簡易水道等給水条例（平成9年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第3（第25条関係） 給水料金表				別表第3（第25条関係） 給水料金表			
口径 （ミリメートル）	基本水量 （立方メートル）	基本料金 （円）	超過料金 1立方メートルにつき （円）	口径 （ミリメートル）	基本水量 （立方メートル）	基本料金 （円）	超過料金 1立方メートルにつき （円）
13	10	<u>700</u>	120	13	10	<u>600</u>	120

20	20	<u>2,000</u>	135	20	20	<u>1,800</u>	135
25	25	<u>3,200</u>	135	25	25	<u>2,880</u>	135
30	30	<u>4,400</u>	135	30	30	<u>3,900</u>	135
40	40	<u>6,200</u>	135	40	40	<u>5,460</u>	135
50	50	<u>10,100</u>	135	50	50	<u>9,000</u>	135
略				略			

(三朝町水道事業給水条例の一部改正)

第2条 三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第2（第24条関係） 給水料金表				別表第2（第24条関係） 給水料金表			
1口当たり				1口当たり			
口径 ミリメー トル	基本水量 立方メー トル	基本料金 円	超過料金 1立方メ ートルに つき 円	口径 ミリメー トル	基本水量 立方メー トル	基本料金 円	超過料金 1立方メ ートルに つき 円
13	10	<u>850</u>	120	13	10	<u>800</u>	120
20	20	<u>2,150</u>	135	20	20	<u>2,000</u>	135
25	25	<u>4,000</u>	135	25	25	<u>3,800</u>	135
30	30	<u>5,500</u>	135	30	30	<u>5,200</u>	135
40	40	<u>7,800</u>	135	40	40	<u>7,300</u>	135
50	50	<u>12,600</u>	135	50	50	<u>12,000</u>	135
75	75	<u>23,000</u>	135	75	75	<u>22,000</u>	135
100	100	<u>34,000</u>	135	100	100	<u>33,000</u>	135

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の三朝町簡易水道等給水条例の規定及び第2条の規定に

よる改正後の三朝町水道事業給水条例の規定は、施行日以後最初の定例日後に計量した使用水量により算定する料金について適用し、施行日以後最初の定例日以前に計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。